

対応に苦慮する保護者を保育士が評定する チェックリストの作成の試み

横浜国立大学

横浜市中区子ども家庭支援課・竹之丸保育園

横浜市戸塚区子ども家庭支援課・川上保育園

横浜市磯子区子ども家庭支援課・東滝頭保育園

井上 果子

清水 淳子

鈴木 洋子

高岩 恭子

Checklist for the nursery school teachers to assess troublesome parents

対応に苦慮する保護者を保育士が評定する チェックリストの作成の試み

Checklist for the nursery school teachers to assess troublesome parents

井上 果子*・清水 淳子**・鈴木 洋子***・高岩 恭子****

はじめに

本研究では、昨今保育士が悩み、疲弊する対応に苦慮する保護者の特徴を可視化させるためのチェックリストを作成し、スクリーニングツールの構築を目的とする。

問題

1. 保育所保育指針

児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき「保育所保育指針」が定められている。その後、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課により、この指針は改定が重ねられ、平成20年に8年ぶりに改定され、平成21年度から適用された。さらに、平成29年度には10年ぶりに平成20年の「保育所保育指針」が改正され、平成30年度より適用される。

これらの指針では、親機能を果たせない親への対応が必要であることを記載しているが、そういった親を見抜くノウハウは示されていない。そのため、保育現場では対応が必要な親を、どのように見抜くか、園内でどのように関わるかについて示されないまま、保育士に対応が迫られる、というストレスとジレンマを抱える事態が発生している（清水、2017）。

この点を裏付ける保育指針の箇所は以下の通り

*横浜国立大学

**横浜市中区こども家庭支援課・竹之丸保育園

***横浜市戸塚区こども家庭支援課・川上保育園

****横浜市磯子区こども家庭支援課・東滝頭保育園

である。

平成20年に改定され、平成21年度から適用された「保育所保育指針」の「第5章 健康及び安全」で、保育士に①子どもの身体の状態、②心や行動の状態、③不適切な養育状態、④親や家族の状態、などの“観察”が求められている。しかし、こうした側面で気になる点が親・園児に見受けられた際、保育士には「関係機関への連絡」しか指示されおらず、園内でできる対応法については何も指示されていない。その根拠は「第6章 保護者に対する支援」の『(6) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合の支援』という項の記載内容に見られる。その項には『保護者に不適切な養育等や虐待が疑われる場合の保護者支援には、時に保育所と保護者との間で意向や気持ちにずれが生じたり、対立が生じかねないことがあります。何よりも重要なことは、常日頃、保護者との接触を十分に行い、保護者と子どもとの関係を心を配り、ソーシャルワークの機能を念頭に置いて、関係機関との連携のもとに、子どもの最善の利益を重視して支援を行うことです。そのことが保護者の養育に変化をもたらし、あるいは虐待の予防や養育の改善に寄与する可能性を広げます。しかし、保育所や保育士等による対応では不十分であったり、限界があると判断される場合には、関係機関との連携がより強く求められます。特に児童虐待の防止等に関する法律が規定する虐待に関する通告義務は、保育所や保育士等にも課せられています。このような場合は、特に児童相談所等の関係機関との連携、

協力が求められます。』といった記載に留まっており、保育士が園内でできる対応法については一切触れられていない。本指針では、親機能を維持できない、子どもの利益を優先しない保護者が、保育士に向ける言動や園内で引き起こす問題は想定しておらず、保育士に資質向上やソーシャルワーカー的な関わりを漠然と促している。

平成29年度に改正され、平成30年度より適用される「保育所保育指針」でも、具体的な保護者対応は記載されていない。それまでの「第6章 保護者に対する支援」が消え、「第4章 子育て支援」の中に保護者への対応として、『保育所における保護者に対する子育て支援は、全ての子どもの健全な育ちを実現することができるよう～省略～、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資すること』という記載に留まっている。その中で、保育所が保護者に提供する望ましい対応として：①保護者に対する子育て支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること、②保護者に対する子育て支援における地域の関係機関等との連携及び協働を図り、保育所全体の体制構築に努めること、③子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持すること、④日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること、⑤保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与することからこれを促すこと、といったごく常識的な記載に留まっている。

この「保育所保育指針」でも、親が親機能を維持し、保育所と協働関係を築けることが前提と

なっている。たとえば、保護者が育児不安に陥っている場合や虐待を起こすおそれがある場合の保育所への指示は『保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること』、『保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。』となっている。保育士に保護者の見極め方や保育園内でどのような対処をするべきか、といった指示は記載されていない。

つまり、平成21年度の指針と同様に、30年度の指針も、親機能が維持できない保護者を見抜くより客観的なスクリーニングツールや保育士が適切に対応するノウハウについては、一切紹介されていない。保育現場で、対応が難しい保護者やその保護者を親に持つ園児の苦悩を客観的に捉えるスクリーニングツールを構築し、保育園としての対応法を具体化することも、保育の資質向上に直結する。保育士が、対応に苦慮する保護者と関わった際に、観察された言動、保育士や園児が体験する苦慮の内容や度合いや範囲などを、具体化できるスクリーニングツールが開発されれば、このツールを使って得られた事実関係を、異なる立場の関係者と共有できる。つまり、先輩同僚や上司や行政とも共有でき、よりの確なりエゾンにつなげられる。

2. 早期関係性

対応に苦慮する保護者は、しばしば親機能を維持できないという特徴がある。こういった親は、生育歴の中で精神的な発達に阻害され、親としての成熟に至っていない場合が多く、夫婦の間や我が子との間で、葛藤や問題が発生しやすい。こうした親にむやみに共感的な関わりを提供しすぎる

と、その親の退行を促進する危険があるため、避けるべきである。むしろ、指示的な支援や情報の提供などの支援がより有効である（井上、2017）。

Fraiberg,S.と彼女の仲間たちは、親の事情で、親や周囲から世話や支援を受けられない赤ん坊に、異なる立場の専門家たちが複数、支援的に関わることを、マザリング・ケアと呼んだ（Fraiberg, Adelson & Shapiro, 1975; Fraiberg & Adelson, 1977）。その際、赤ん坊のみならず母親の支援も含まれており、親から子への虐待の可能性が阻止される。Stern（1995）は、新米母親に、自身の母親との関係について思い出させることで、より冷静に親子関係を捉えられ、我が子との早期関係性の発達を好転させられる、と指摘している。彼によれば、この記憶の再生は、新米母親に乳幼児の愛着と母親としての適切な応答性や感性（Ainsworth et al., 1978）を萌芽させ、親自身の生育歴の負の影響を薄めさせ、親役割の改善（Fraiberg, 1980, 1987）につながる、と指摘している。

さらにLebovici（1988）は、保護者（母親）に危機介入や乳幼児の発達に関する情報の提供やガイダンス、支持的な治療、母子同席心理療法などを、提供することで、悪しき世代間伝達が食い止められる、と指摘している。彼の指摘は、我が子と触れ合うことで、新米母親にかつて自身が赤ん坊だった頃の母-赤ん坊のペアへと記憶が連鎖され、自身を母親と同一化すると同時に、赤ん坊とも同一化していくというSternやFraibergによる実証的な研究成果とも、整合している（Stern-Bruschweiler & Stern, 1989; Fraiberg & Adelson, 1977; Fraiberg, Adelson & Shapiro, 1975）。つまり、母親のメンタルヘルスが、我が子の幼い頃からのメンタルヘルスに直結するため、母親が健全な親機能を高めることは、我が子の健全な心の発達に必須となる。

対応に苦慮する保護者は、我が子の立場に立って健全な早期関係性の形成を促すことも、我が子の心身のケアや配慮もできない。こうした親に育てられた子どもが心身ともにより健康に成長するためには、まず親の親機能を上げる必要がある。そのためには、保育士が親に、適切な指示や情報を提供することが望ましい。さらに、こうした親を保育士が見抜くスクリーニングツールがあれば、保育士はいらぬ不安を抱かずに済む。

3. 心の病理／問題の発達

健康なパーソナリティの発達には、赤ん坊のニーズに適切に対応する母親の調整能力、および赤ん坊との相互的応答に喜びを感じられる健全な生活のバックグラウンドが必要である（Riviere, 1936）。しかし、この健全なバックグラウンドが欠け、虐待的言動や拒絶的な対応を継続的に受けたバックグラウンドで育った場合、健康が損なわれたパーソナリティ、つまり人格障害をもつ大人に成長する（Stone, 井上、他訳2010）。深刻な虐待を低い年齢で体験した場合、心の中に“野蛮な子ども（wild child）”（Terr, 2013）が育ち、大人になっても維持される。親から虐待や懲罰的拒否や、情緒的応答性が得られない生育歴で育つと、子どもはやがて搾取者となり他者を利己的に利用する人になる（Troy & Sroufe, 1987）。

数多くの実証的な研究で、幼いときの親との関係性は、内在化されることが明らかになっており（Sroufe, 1989）、世代間伝達が生じる（Lebovici, 1988）。健康な世代間伝達もあれば、不健康な世代間伝達もある。後者は、“安定した不安定感”（Schmideberg, 1947）や不安定な関係性、親子関係の役割の逆転による“子どもの親化（parentification）”（Burkett, 1985）や虐待行為など、人格障害特有の行動パターンや精神状態を次世代に連鎖させることになる。

これらの理論に立脚すると、対応に苦慮する保護者に育てられた園児は、心の中のwild child的側面が表出され、年齢に不適切な問題行動を表すこともある。園児の気になる状況、言動、立ち振る舞いをも把握する指標が必要となる。

4. 人格障害の診断

DSM-5精神疾患診断・統計マニュアル(2014)において人格障害は、12群に分類されている。人格障害という診断が下された者の特徴は、①自分の利益のために繰り返しウソをつく、②いらだたしさおよび攻撃性を繰り返し、③不適切で激しい怒り、そして怒りの制御ができない事態を引き起こす、④自分または他人の安全を考えない無謀な行動を取る、⑤衝動的で、見通しや計画を立てられない、⑥一貫して無責任で約束やルールを守らない、⑦他人を傷つけたり、いじめたり、他人のモノを盗んだりしても、無関心でいられ、自身を正当化し良心の呵責が欠ける、⑧見捨てられることを避けるためになりふりかまわない努力をする、⑨相手を理想化したり、こき下ろしたりと極端を揺れ動く不安定で激しい対人関係を築く、⑩自分が重要である、特別であるという誇大な感覚を抱く、⑪特権意識が強い、⑫相手を不当に利用する、⑬他人の気持ちを認識しようとせず、他人に共感しない、⑭他人に嫉妬したり、他人が自分に嫉妬していると思いつむ、⑮尊大で傲慢な行動や態度を取る、などである。

人格障害をもつ者は、自身は苦しまない。しかし、人格障害をもつ者と日々関わる周囲には計り知れない苦悩や疲弊感が蓄積される。対応に苦慮する保護者の特徴が、人格障害の特徴と類似している場合、保育士の苦悩や疲弊の度合いは、園児が自身の身体や行動で表す苦悩と同様に、計り知れないことが推察される。

5. 対応に苦慮する保護者の特徴

清水(2017)は、保育士が専門家として、園児の健全な成長と、建設的な保育活動を保護者と協働するために、保護者との対話や情報提供を試みても、保護者が受け付けないことがしばしば見られることを指摘している。清水(2017)は、「保育園(所)に求められる役割が多様化している。保育園から捉える保護者も多様化している。親としての準備や自覚が乏しい場合もある。特に精神疾患を患っていたり、未熟だったりする保護者は、親としての機能が維持できず、園内で不適切な言動が目立つこともある。」と発表し、「保護者への支援の原則どおりに、保護者に対し、その意向を受け止め、保育に関する専門性を生かして援助を試みると、保護者からの要望や攻撃性がさらに増す場合がある。保育士が保護者の気持ちに寄り添おうとして、保護者の負の感情に巻き込まれてしまい、保育を一時中断せざるを得ない状況が発生したこともある。」といった保育士の実情を報告している。

清水(2017)が指摘する対応に苦慮する保護者の特徴は、上記に挙げたDSM-5による人格障害の特徴と類似する点が多く見られる。そういった保護者の子どもが入園した際、保育士はその保護者とはほぼ毎日関わることから逃れられないため、精神的に追い詰められる場合もある。また、保育士が対応に苦慮する保護者と関わる際“保護者に寄り添う保育”を促す保育指針の慣例が、保育士を追い詰める精神的足枷となっている場合もある。

保育士には、人格障害の理論的知識に基づいた保護者観察の手法、人格障害の相手から身を守るノウハウの会得が必要とされる。そのためには、保護者のスクリーニングツールの開発が急務である。

目的

本研究では、対応に苦慮する保護者と関わる保育士のために、そういった保護者のスクリーニングツールの構築を目的とする（第1研究）。さらに、このスクリーニングツールとして作成された「保育所子ども・家庭状況チェックリスト」を使用して、保育園内で対応に苦慮する保護者および園児の評定を試みることを目的とする（第2研究）。

第1研究

目的

対応に苦慮する保護者をスクリーニングできるチェックリストの作成を試みる。そのために、清水（2017）の「子ども・家庭状況把握表」を元に、対応に苦慮する保護者および園児の言動を客観的に捉える項目を作成するための半構造化面接調査を行うことを目的とする。

方法

1. 協力者：保育業務に弊害を来すような要望や攻撃を向ける気になる保護者と関わった経験のある保育士12名および園長8名に聞き取り調査の協力を得た。なお、協力者は全員女性であった。

12名の保育士の年齢および保育歴は、保育士1：41歳、保育歴21年；保育士2：44歳、保育歴20年；保育士3：36歳、保育歴16年；保育士4：36歳、保育歴14年；保育士5：34歳、保育歴11年；保育士6：33歳、保育歴10年；保育士7：43歳、保育歴12年；保育士8：49歳、保育歴15年；保育士9：56歳、保育歴34年；保育士10：55歳、保育歴34年；保育士11：31歳、保育歴9年；保育士12：30歳、保育歴9年であった。年齢の平均は40.7歳（SD8.95）であった。保育歴の平均は17.1年（SD8.82）であった。

8名の園長の年齢および保育士歴、内園長歴は、園長1：57歳、保育歴23年、内園長歴13年；園長

2：53歳、保育歴30年、内園長歴5年；園長3：55歳、保育歴34年、内園長歴4年；園長4：54歳、保育歴23年、内園長歴4年；園長5：48歳、保育歴28年、内園長歴1年；園長6：50歳、保育歴28年、内園長歴10年；園長7：55歳、保育歴34年、内園長歴4年；園長8：54歳、保育歴33年、内園長歴7年であった。年齢の平均は53.2歳（SD2.92）であった。保育歴の平均は29.1年（SD4.49）、その内園長歴の平均は6年（SD3.85）であった。

2. 所要時間：1保育士、約20分であった。

3. 手順：保育士から聞き取った情報を元に、他園の8名の園長に確認、追加情報を求めた。その後、継続的に園長から、保育業務に支障を来す保護者の特徴の追加情報を集めた。

4. 面接内容：協力者には、①保護者の具体的な言動、②保護者の園児や保育園関係者との関わりの特徴、③園児の言動や身だしなみや園児同士との関係、などについて聞いた。

結果

1. 保育士および園長への面接調査から得られた情報

①保護者に関して

対応に苦慮する保護者の気になる発言は、「怒りや脅しの口調」「他の園児や保護者を批判する」「人のせいにする」など、目立つ暴言であった。

対応に苦慮する保護者の気になる行動は、「無断で事務室に入る」「きわめて長い電話をかけてくる」「他の保護者の情報を集めようとする」「他の園児をにらみつけたり脅したりする」など、目立つ自己中心的な行動であった。

対応に苦慮する保護者の我が子への気になる関わりは、登園や降園の際に我が子に「話しかけな

い」「怒鳴る」「子どもの具合が読み取れない」など、我が子と関わる喜びや気遣う行為の欠如であった。

対応に苦慮する保護者には、攻撃的発言や脅し、権利意識の高さ、我が子に対する虐待に近い言動など、養育能力の乏しさが特徴として見られた。

②園児に関して

対応に苦慮する保護者の子どもの気になる状態は、「大人の顔色をうかがう」「保護者の前では良い子」「ケガをしやすい」「とっさにウソをつく」「友達の嫌がることをワザとする」などであった。

対応に苦慮する保護者の子どもの気になる情緒は、「表情が乏しく不活発」「怖がる」「気分の浮き沈みが激しい」などであった。

対応に苦慮する保護者に育てられていた子どもには、安定感や安心感が乏しく、大人の顔色を気にし、友人が嫌がる行動をとるなど、自他に対しての労りの乏しさが特徴として見られた。

③園児や保護者の基礎的情報に関して

子どもの数などの家族構成、要支援家庭であるか、他機関と連携しているかなどの特徴を把握することが保育園として必要との指摘があった。対応に苦慮する保護者の子育ての負担状況や他機関からのサポート体制の有無によって、保護者の依存や怒りの度合いが異なる、との理解であった。

以上、保育士および園長の面接から、対応に苦慮する保護者とその子には、好ましくない言動や良好でない周囲との関わりが顕著にあることが明らかになった。さらに、その親子への支援状況など家庭環境を把握するための基礎情報収集が必要であることが明らかになった。

2. 「保育所子ども・家庭状況チェックリスト」の作成

対応に苦慮する保護者を見抜くための「保育所子ども・家庭状況チェックリスト」の作成にあつ

て、保育園園長3名（園長経験10年以上）および1名の心理学の教員によって、面接調査から得られた情報を精査し、「親側の問題」「子ども側の問題」「親と子の環境を把握する基礎情報」の3視点から構成される項目が必要と判断された。その際、各項目が、より平坦な言葉となっているか、内容がイメージしやすいか、など検討を重ねた。

なお、「子どもの状況」および「保護者の状況」では、各項目を得点化した。「空白（あてはまらない）」を0点、「ややあてはまる」を1点、「あてはまる」あるいは「1度でも見受けられた」を2点と、得点化することとした。「基本情報」には、①保護者情報（2項目）、②きょうだい情報（2項目）、③要支援・連携機関等（3項目）の3視点が含まれた（表1）。

「子どもの状況」には、①気になる心身の状態（3項目）、②気になる情緒や行動の問題（27項目）、③園で見られる保護者との関係（7項目）の3視点が含まれた（表1）。合計得点が高いほど、園児が健全でない状況にあることを意味する。

「保護者の状況」には、①保護者自身の状況や周囲に向けた言動（27項目）、②我が子への関わり方（17項目）、③養育能力（9項目）の3視点が含まれた（表2）。合計得点が高いほど、我が子に健全でない関わりを与えていることを意味する。

考察

作成された「保育所子ども・家庭状況チェックリスト」において、苦慮する保護者のスクリーニング項目には、「自分の利益のために繰り返すウソをつく」や「いらだちおよび攻撃性を繰り返す」など、DSM-5の人格障害の特徴と類似した項目が含まれていた。さらに、園児のスクリーニングには「警戒心を強く示す」や「物や人に対して乱暴な行動をとる」や「ものをとる、隠す」など、虐待を受けている子どもの特徴を表していた。

表1 保育所子ども・家庭状況チェックリスト（基礎情報および子どもの状況）

園児ID		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
園児年齢（月齢）											
基礎情報	保護者情報（2項目）	1 保護者									
		2 母親出産年齢									
	きょうだい情報（2項目）	1 きょうだい「有」									
		2 きょうだいの人数									
	要支援・連携機関等（3項目）	1 児童相談所との連携「有」									
		2 他機関との連携「有」									
3 障害・特別支援児の認定「有」											
気になる心身の状態（3項目）	1 発育・発達の懸念										
	2 身体・健康の懸念										
	3 その他（ ）										
子どもの状況	気になる情緒や行動の問題（27項目）	1 表情が乏しく不活発									
		2 泣くことが多い・泣き続ける									
		3 不機嫌なときが多い									
		4 気分の浮き沈みが激しい									
		5 物や人に対して乱暴な行動をとる									
		6 落ち着きがなく動き回る									
		7 あちこちに気が散り集中できない									
		8 大声を張りあげる									
		9 暴言を繰り返す									
		10 一方的に話し続ける									
		11 目を合わせず話を聞かない									
		12 現実と明らかにかい離した話をする									
		13 たくさん食べても満腹感を得られない									
		14 食が細く食べることに意欲がない									
		15 遊びへの意欲が見られない									
		16 警戒心を強く示す									
		17 過度のスキンシップを求める									
		18 身体接触を嫌がる									
		19 物をとる・隠す									
		20 困っても泣かない・訴えない									
		21 怪我をしても泣かない									
		22 怪我をしやすい									
		23 とっさに嘘をつき取り繕う									
		24 試し行動をして保育者の反応をみる									
		25 友達の嫌がる事をわざとする									
		26 物事にこだわり譲る事ができない									
		27 その他（ ）									
園で見られる保護者との関係（7項目）	1 身体接触を嫌がる										
	2 怖がる										
	3 顔色をうかがう										
	4 保護者の前では良い子										
	5 迎えに来てでも帰りたがらない										
	6 声をかけられても応じない										
	7 その他（ ）										
合計											

表2 保育所子ども・家庭状況チェックリスト（保護者の状況）

園児ID		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
園児年齢（月齢）											
保護者自身の 状況や周囲に 向ける言動 (27項目)	1 人前で喜怒哀楽等感情の起伏を激しく表す										
	2 相手を非難し怒りや脅し等を伴う口調を示す										
	3 通常の保育業務を超えた過剰な要求をする										
	4 叫ぶ怒鳴る等、周囲に支障を生じさせる程の大声をだす										
	5 自分自身を物事の中心に置き、他者のことを考慮しない										
	6 自分自身の考えを押し通し他を受け付けけない										
	7 あたかも「多くの人の意見」というように要求する										
	8 配布文・掲示文等を「知らなかった」と言い張る										
	9 親としてどうするかを決められず答えを求める										
	10 園の個別配慮に対し、やってもらって当然となる										
	11 周囲の人の好意や善意はくみ取れずやってもらい自分で行動しようとしめない										
	12 電話で5分以上話し続ける										
	13 保育中の職員に5分以上話し続け、自ら話を終わりにできない										
	14 主観的な考えをあたかも事実の様に言いふらす										
	15 意に沿わない事を役所等に訴える										
	16 他の子どもをにらみつけたり脅かしたりする										
	17 怒りを表した直後に笑顔を見せる等まるで別人のようになる										
	18 園や職員の情報を探ろうとする										
	19 許可無く園内の物を探る										
	20 黙って保育室以外に入ろうとする										
	21 他の利用者の情報を聞き出そうとする										
	22 勤務時間外の職員への取次ぎを求める										
	23 何でも一人でやりこなしていると述べるが実際にはやれていない										
	24 他の保護者や園児を批判する										
	25 マイナスの状況は他者のせいにする										
	26 会って話す時は穏やかだが文章では否定や批判が顕著となる										
	27 その他（ ）										
我が子への関 わり方 (17項目)	1 話を聞かない										
	2 言葉を掛けない										
	3 怒鳴る										
	4 否定的な言葉掛けをする										
	5 「かわいいと思えない」と言う										
	6 「叩いてしまいそう」と言う										
	7 体罰あり										
	8 気分の浮き沈みを顕著に表す										
	9 気分によって関わり方が異なる										
	10 子どもの具合の悪さや痛み等を感じ取れない										
	11 医療機関に行かない・治療を受けさせない										
	12 子どものなすがままにさせている										
	13 子どもに応じてもらえず右往左往する										
	14 親の願望や期待する姿を強いる										
	15 子どもの現状や思いを受け止められない										
	16 我が子の前で職員を批判する										
	17 その他（ ）										
養育能力 (9項目)	1 朝ごはん抜き										
	2 着衣が汚れている										
	3 身体の汚れと匂い										
	4 持ち物や提出物が揃わない										
	5 園のルールが守れない										
	6 遅刻や無断欠席をする										
	7 迎え（利用契約時間）の時間に遅れる										
	8 季節・気候や体の大きさに合わない服を着させる										
	9 その他（ ）										
合計											

親から虐待や懲罰的な拒否を受け、情緒的応答性が得られない生育歴で育つと、他者を利己的に利用する人になるという Troy & Sroufe (1987) の指摘とも整合していた。

より低年齢で、深刻な虐待を体験した子どもは、やがて大人になった際 Terr (2013) が指摘する“野蛮な子ども (wild child)”を引き続き心の中で生息させ、周囲を恐れさせる。また、虐待を受けて成長すると、健康なパーソナリティの発達は損なわれ、人格障害をもつ大人になるという Stone (2006) の研究結果を考慮すると、本チェックリストで得点が高くなった乳幼児は、将来人格障害となる危険が推察される。その危険を阻止できるのは、日中生活している保育園で健全な毎日を過ごす体験であろう。

第2研究

目的

作成された「保育所子ども・家庭状況チェックリスト」を使用して、保育園で対応に苦慮する保護者および園児の評定を試みることを目的とする。

方法

対象：市立の保育園に通っていた対応に苦慮する保護者と園児を対象にした。乳児（3歳未満）2名（AとB）およびAの母親39歳、Bの母親37歳。幼児（3歳以上）2名（CとD）およびCの母親24歳、Dの母親28歳。熟練の保育士が、「保育所子ども・家庭状況チェックリスト」を使用して、この母子のペアをスクリーニングした。それぞれの項目に「0」～「2」の得点を与えた。

結果

「保育所子ども・家庭状況チェックリスト」による親-園児の評定

1. 保護者の得点（図1）

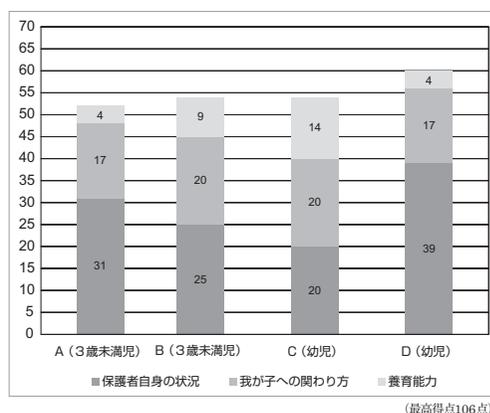


図1 保護者の状況

A乳児の保護者の「保護者の状況」得点は次の通りである。「保護者自身の状況や周囲に向ける言動」31点、「我が子への関わり方」17点、「養育能力」4点の計52点であった。

B乳児の保護者の「保護者の状況」得点は次の通りである。「保護者自身の状況や周囲に向ける言動」25点、「我が子への関わり方」20点、「養育能力」9点の計54点であった。

C幼児の保護者の「保護者の状況」得点は次の通りである。「保護者自身の状況や周囲に向ける言動」20点、「我が子への関わり方」20点、「養育能力」14点の計54点であった。

D幼児の保護者の「保護者の状況」得点は次の通りである。「保護者自身の状況や周囲に向ける言動」39点、「我が子への関わり方」17点、「養育能力」4点の計60点であった。

2. 園児の得点 (図2)

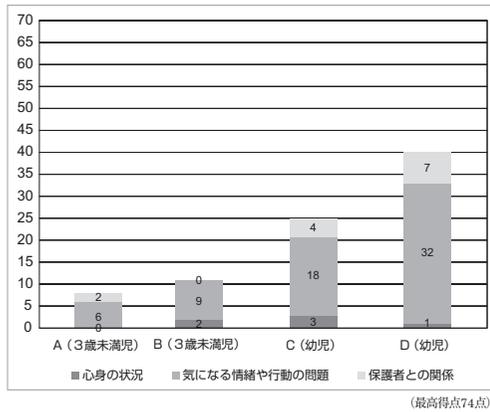


図2 子どもの状況

A乳児の「子どもの状況」得点は次の通りである。「気になる心身の状態」0点、「気になる情緒や行動の問題」6点、「園で見られる保護者との関係」2点の計8点であった。

B乳児の「子どもの状況」得点は次の通りである。「気になる心身の状態」2点、「気になる情緒や行動の問題」9点、「園で見られる保護者との関係」0点の計11点であった。

C幼児の「子どもの状況」得点は次の通りである。「気になる心身の状態」3点、「気になる情緒や行動の問題」18点、「園で見られる保護者との関係」4点の計25点であった。

D幼児の「子どもの状況」得点は次の通りである。「気になる心身の状態」1点、「気になる情緒や行動の問題」32点、「園で見られる保護者との関係」7点の計40点であった。

対応に苦慮する保護者の得点は52～54点が3名、60点が1名だった。この得点の保護者に育てられていた園児の得点は、3歳未満児は8点～11点、幼児は25点～40点だった。得点が60点の保護者に育てられている幼児の得点は40点であった。

考察

「保育所子ども・家庭状況チェックリスト」を使

用して、対応に苦慮する保護者とその園児を評定し、親子の得点の状況を明らかにした。得点が50～60の保護者であっても、我が子の月齢がより低い3歳未満児の場合には得点が8～11に留まり、我が子の年齢がより高い幼児の場合には得点が25～40となり、3歳未満児より高い得点を示した。つまり、保護者が及ぼす負の影響は、3歳未満児よりも、幼児のほうが積み重ねられ、年齢が上がると共に状況が深刻になる可能性がある。

「保育所子ども・家庭状況チェックリスト」に該当する言動がより多く見られる保護者やその子どもは、メンタルヘルスが損なわれている可能性が推察され、Stern (1995) やFraiberg (1980,1987) らの研究で示された、親のメンタルヘルスが、我が子の幼い頃からのメンタルヘルスに直結するという指摘とも整合していた。

全体的考察

対応に苦慮する保護者の特徴は、DSM-5で人格障害の特徴に上げられる言動と類似しており、そういった保護者に育てられている子どもの言動や身だしなみや振る舞いは、虐待を受けている子どもの特徴と類似していた (Stone,2006)。

幼いときの親との関係性は内在化されることが実証され (Troy & Sroufe, 1987)、精神分析学に基づいた臨床研究で、親の内示化された関係性が子へ世代間伝達 (Lebovici, 1988) することが明らかにされていることを踏まえると、対応に苦慮する保護者には、我が子の健全な発達を阻害させる威力があることが示唆された。

つまり、対応に苦慮する保護者は、Schmideberg (1947) が指摘する“安定した不安定感”を子に与え、Burkett (1991) が指摘している親子関係の役割の逆転による“子どもの親化”を子に求め、不健全な関係を築く。こういった不健全な関係は子にとって“知らぬ間”の親からの虐待行

為である。この子が親からの虐待行為を内在化して大人に成長し、やがて親となった際に、人格障害特有の行動パターンや精神状態を次世代に連鎖させる恐れがある。

本研究の目的は、対応に苦慮する保護者を見抜くスクリーニングツールとしてのチェックリストを作成することであったが、このチェックリストの作成によって、対応に苦慮する保護者は、保育士を困らせる／疲弊させるだけではなく、我が子にも無自覚な苦悩を与えていることが明らかになった。こうした親が子どもに与える負の影響を薄めるために、保育所や保育士が担う健全な役割は、きわめて重要である。

文献

- Ainsworth, M., Blehar, M., Waters E., & Wall, S. 1978 Patterns of attachment: A psychological study of the strange situation. Psychological Press & Routledge Classic Editions.
- Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders 5th Edition DSM-5 2013 American Psychiatric Association. 高橋三郎・大野裕（監訳）精神疾患診断・統計マニュアル（2014）医学書院
- Burkett, L.P. 1991 Parenting behavior of women who were sexually abused as children in their families of origin. *Family Process*, 30; 421-434.
- Fraiberg, S., Adelson, E. & Shapiro, V. 1975 Ghosts in the nursery: A psychoanalytic approach to the problems of impaired infant-mother relationships. *Journal of the American Academy of Child and Adolescent Psychiatry*, 14; 387-421.
- Fraiberg, S. & Adelson, E. 1977 An abandoned mother, an abandoned baby. *Bulletin of Menninger Clinic*, 41; 162-180.
- Fraiberg, S. (Ed.) 1980 Clinical studies in infant mental health. Basic Books.
- Fraiberg, S. 1987 The muse in the kitchen: A clinical case study. In L. Fraiberg (Ed.), *Selected writings of Selma Fraiberg*. Ohio State University Press; 65-99.
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課（2008）平成21年度 保育所保育指針解説書 厚生労働省サイト
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課（2017）平成30年度 保育所保育指針 厚生労働省サイト
- 井上果子（2017）愛着理論に基づく親一乳児精神療法 精神療法 第43巻 第4号 金剛出版 499-504.
- Lebovici, S. 1988 Fantasmatic interaction and intergenerational transmission. *Infant Mental Health Journal*, 9; 10-19.
- Schmideberg, M. 1947 The treatment of psychopaths and borderline patients. *American Journal of Psychotherapy*, 1; 403-424.
- 清水淳子（2017）保育士の精神的ストレスの発生源 — 保護者の特色 — 日本保育学会第70回大会発表要旨集. 518頁.
- Stern, D. 1995 The motherhood constellation: A unified view of parent-infant psychotherapy. Basic Books.
- Stern-Bruschweiler, N. & Stern, D. 1989 A model for conceptualizing the role of the mother's representational world in various mother-infant therapies. *Infant Mental Health Journal*, 10; 142-156.
- Stone, M.H. 2006 Personality-Disordered Patients. Treatable and Untreatable. American Psychiatric Publishing. (井上果子（監訳）2010 パーソナリティ障害 治る人、治らない人 星

和書店)

Terr, L. C. 2013 What becomes of infantile traumatic memories?: An adult “wild child” is asked to remember. *Psychoanalytic Study of the Child*, 67; 197-214.

Troy, M. & Sroufe, A. 1987 Victimization among preschoolers: Role of attachment relationship history. *Journal of the American Academy of Child & Adolescent Psychiatry*, 26; 166-172.

Riviere, J. 1936 On the genesis of psychical conflict in earliest infancy. *International Journal of Psychoanalysis*, 17; 395-422.

付記

横浜市市立保育所相談機能支援事業を策定、継続に寄与された、横浜市こども青少年局の多くの関係者に深く感謝いたします。また、長きに渡り「要支援家庭対応研究」に関わった横浜市立保育所園長の皆様にお礼申し上げます。皆様のご支援のおかげで、保育実践で得られた知見と精神分析学理論のリエゾンによる研究成果をまとめることができました。